

東京都 子どもを 受動喫煙から守る条例

平成30年4月1日施行

東京都では、子どもを受動喫煙による健康影響から守るため、「東京都子どもを受動喫煙から守る条例」を制定しました。

子どもは自分の意思で受動喫煙を避けることが困難です。

いかなる場所においても、子どもに受動喫煙をさせることのないよう努めましょう。

答えは裏面をご覧ください

受動喫煙についてわかりやすく紹介したリーフレットをホームページに掲載しています。

とうきょう健康ステーション 検索



知ってください！ 受動喫煙のこと

受動喫煙とは、喫煙者の周囲の人が、たばこの煙を吸わされることです。
受動喫煙の健康影響を知って、あなたや大切な人たちの健康を守りましょう。



これってほんと??

正しいものに○を、まちがっているものに×をつけてみましょう。

- | | check |
|--|--------------------------|
| 1 喫煙者が吸う煙より、火のついているところから出る煙の方が有害物質の含まれる量が多い。 | <input type="checkbox"/> |
| 2 夫が喫煙者の場合、妻のがんのリスクは高まる。 | <input type="checkbox"/> |
| 3 妊婦自身が吸わなければ、夫が喫煙者でも、胎児への影響はない。 | <input type="checkbox"/> |
| 4 親の喫煙は、乳幼児突然死症候群（SIDS）のリスクを高める。 | <input type="checkbox"/> |
| 5 飲食店では、禁煙席を利用すれば、受動喫煙の心配は全くない。 | <input type="checkbox"/> |
| 6 室内で喫煙しても、空気清浄機を使用していれば問題ない。 | <input type="checkbox"/> |



裏面に条文（抜粋）を掲載しています。



東京都福祉保健局

飲食店様向け受動喫煙防止対策ツールのご案内



店頭表示ステッカー

お店の受動喫煙対策状況について店頭表示するためのステッカーを配布しております。お店に入る前に、分煙・禁煙等の状況がわかると、たばこを吸う人も吸わない人もお店を選びやすく、トラブルが減少し、サービス向上につながります。

従業員のための受動喫煙防止対策パンフレット

労働安全衛生法に基づき、事業者は従業員（特に未成年等）の受動喫煙を防止するための適切な措置を講ずるよう努めなければなりません。パンフレットでは、従業員の受動喫煙防止対策について、取組事例を交えてご紹介しています。

いずれのツールも本紙表面に掲載のホームページにて公開しています。是非ご活用ください。

東京都子どもを受動喫煙から守る条例 | 一部抜粋

(目的)第一条

この条例は、子どもの生命及び健康を受動喫煙の悪影響から保護するための措置を講ずることにより、子どもの心身の健やかな成長に寄与するとともに、現在及び将来の都民の健康で快適な生活の維持を図ることを目的とする。

(都民の責務)第三条

都民は、受動喫煙による健康への悪影響に関する理解を深めるとともに、いかなる場所においても、子どもに受動喫煙をさせることのないよう努めなければならない。

2 都民は、都が実施する子どもの受動喫煙の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(都の責務)第四条

都は、子どもの受動喫煙を防止するための環境の整備に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(家庭等の外における受動喫煙防止)第七条

保護者は、家庭等の外においても、受動喫煙を防止する措置が講じられていない施設又は喫煙専用室その他の喫煙の用に供する場所に、子どもを立ち入らせないよう努めなければならない。

(啓発等)第十二条

都は、子どもの受動喫煙を防止するため、受動喫煙の有害性、禁煙の効果及び禁煙治療に関する知識の普及啓発を講ずるものとする。

2 都は、子どもの受動喫煙を防止するための助言、支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

▼条文全文はこちらのホームページに掲載しています。

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kensui/kitsuen/kodomojourei.html>